

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

## 1 監査結果に関する報告

### (1) 監査の対象事務

平成26年度・平成27年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### (2) 監査の対象機関 68機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南西部地域振興センター、西部地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、本庄県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
環境部	西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、熊谷児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所、衛生研究所
産業労働部	産業技術総合センター、中央高等技術専門校
農林部	本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場
県土整備部	朝霞県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、庄和浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所
病院局	がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、熊谷図書館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、加須げんきプラザ、大宮工業高等学校、杉戸高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、新座総合技術高等学校、鳩山高等学校、飯能南高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、岩槻特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園
警察本部	小川警察署、児玉警察署、深谷警察署、春日部警察署

### (3) 監査実施日

平成27年8月18日～平成27年10月30日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	吉見浄水場	平成 25 年度の「25 吉委第 10-2 号取水口堆積土砂等搬出業務委託」（1 回あたり単価 630,000 円）について、契約の履行を確認したにもかかわらず、1 年 8 か月にわたり契約保証金（37,800 円）を返還していなかったことは不適切であった。
病院局	小児医療センター	平成 27 年 4 月に締結した固定資産賃貸借契約（自動販売機設置のための建物貸付 2 件、合計年額 389,889 円）に伴う貸付料及び管理費について、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもかかわらず

		わらず、6か月以上、これを行わず貸付料等を納入させていなかったことは不適切であった。
下水道局	中川下水道事務所	行政財産の使用許可に係る使用料について、埼玉県道路占用料徴収条例改正に伴い使用料を見直し、変更許可をしなければならぬにもかかわらず、これを行わなかったことは不適切であった。